

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年11月1日

| | | | | | | | |
|--|---|---|--|-----------|-------------------------------|------|----|
| 案件名 | (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について | | | | | | |
| 所管 | 市民 | 局区 | 部 | 人権・男女共同参画 | 課 | 担当者 | 内線 |
| 事業効果 総合計画との関連 | 事業効果 | 人権施策を推進することにより、多様性を認め合い、不当な差別の解消につながり、人権尊重のまちづくりをより一層進めることができる。 | | | | | |
| | 効果測定指標 | 人権が尊重されていると思う割合 | | | | 施策番号 | 13 |
| | | R5 | R6 | R7 | | | |
| | 事業効果 年度目標 | 条例の制定 | 条例に基づく取組の実施 条例の施行、周知 相談窓口開設 運用準備 審査開始 意識調査実施 調査まとめ (仮称)人権協力推進団体 制度の検討 | | (仮称)人権協力推進 団体制度の構築 救済開始 | | |
| 審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論 | (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について 条例制定に伴い実施する事業について | | | | | | |
| 決定会議 審議結果 (政策課記入) | 原案のとおり上部会議に付議する。 | | | | | | |

事案概要

一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、条例を制定するもの。また、人権侵害を受けた者に対する相談・支援体制の充実、差別の解消に向けた対心、不当な差別的言動を行わせない仕組みを設けるなど、人権施策の充実を図るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

| ○事業スケジュール | | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10~ |
|-----------|---|----|----|----|----|----|------|
| 実施内容 | 庁内調整 | | | | | | |
| | 調査 | | | | | | |
| | 調査まとめ | | | | | | |
| | 専門家への意見聴取 | | | | | | |
| | パブコメ | | | | | | |
| | 庁議 | | | | | | |
| | 運用準備 | | | | | | |
| | 関係団体 推薦依頼等 | | | | | | |
| | 運用 | | | | | | |
| | 審査開始 | | | | | | |
| | 救済はR7から | | | | | | |
| | 相談窓口 | | | | | | |
| | 設置準備 | | | | | | |
| | 会計年度 任用職員 (人権相 談専門調 査員)募 集 | | | | | | |
| | 調査員 任用・ 研修 | | | | | | |
| | 運用 | | | | | | |
| | 相談窓口開設 | | | | | | |
| | 救済はR7から | | | | | | |
| | 人権教育・人権啓発 | | | | | | |
| | 市民意識調査実施 | | | | | | |
| | 結果まとめ | | | | | | |
| | 結果に基づき、取組内容の反映 | | | | | | |
| | (仮称)人権協力推進団体制度の検討 | | | | | | |
| | (仮称)人権協力推進団体制度の構築 | | | | | | |

| ○事業経費・財源 | | (千円) | | | | | | |
|------------------|---------|-------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 項目 | 補助率/充当率 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 事業費(費) | | 6,690 | 14,578 | 13,685 | 13,685 | 13,685 | 13,685 | 13,685 |
| うち任意分 | | | 会計年度短時間勤務任用職員経費については調整中 | | | | | |
| 特財 | | | | | | | | |
| 国、県支出金 | | 1,674 | 1,674 | 1,674 | 1,674 | 1,674 | 1,674 | 1,674 |
| 地方債 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 一般財源 | | 5,016 | 12,904 | 12,011 | 12,011 | 12,011 | 12,011 | 12,011 |
| うち任意分 | | | | | | | | |
| 捻出する財源 2 | | | | | | | | |
| 一般財源拠出見込額 | | 5,016 | 12,904 | 12,011 | 12,011 | 12,011 | 12,011 | 12,011 |
| 元利償還金(交付税措置分を除く) | | | | | | | | |
| 捻出する財源概要 | | | | | | | | |

| ○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) | | (人工) | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|------|----|----|----|----|-----|-----|
| 項目 | | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 実施に係る人工 | A | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 局内で捻出する人工 | B | | | | | | | |
| 必要な人工 | C=A-B | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

| 局内で捻出する人工概要 | | SDGs 関連ゴールに (は3つまで) | | | | | | | | |
|-------------|---|---------------------|--|--|--|---|---|--|--|--|
| 局内で捻出する人工概要 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | ○ | | | | | | ○ | | | |

| 日程等調整事項 | 条例等の調整 | | 議会提案時期 | | 報道への情報提供 | |
|---------|-----------|----|--------|---------|----------|----|
| | パブリックコメント | あり | 時期 | 令和5年12月 | 議会への情報提供 | 全協 |

| 事前調整、検討経過等 | |
|------------------------|-----------------------------|
| 調整部局名等 | 調整内容・結果 |
| 人権施策審議会 | 令和元年11月～令和5年3月(全23回開催) |
| 人権施策推進会議(R5.4.14) | 答申の説明 |
| 関係課長打ち合わせ会議(R5.7.14) | 不当な差別的言動への対応について(公の施設の利用制限) |
| 関係課長打ち合わせ会議(R5.7.20) | 人権教育・人権啓発、相談支援体制 |
| 関係課長打ち合わせ会議(R5.7.25) | 人権委員会・救済 |
| 人権施策推進会議(R5.7.31) | 人権教育・人権啓発、相談支援・救済 |
| 人権施策推進会議(R5.9.25) | 不当な差別的言動への対応について |
| 調整会議(R5.10.6、R5.10.12) | |
| 決定会議(R5.10.26) | |

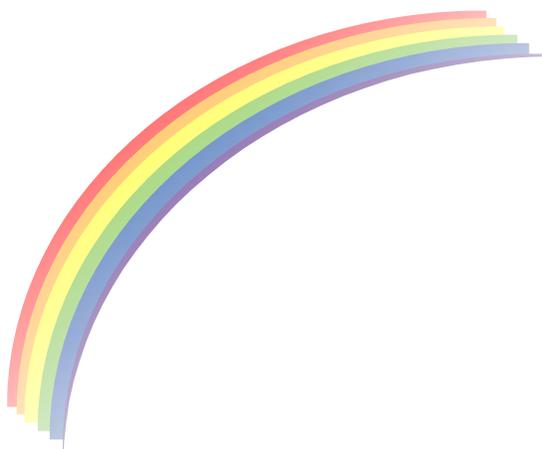
| 備考 | アンケート調査の実施 |
|----|---|
| | 専門家による意見聴取の実施 |
| | 関係課との打ち合わせ(公の施設の利用制限、禁止措置、人権委員会の設置について) |

庁議におけるこれまでの議論

| | |
|---------------|---|
| <p>調整会議の</p> | <p>【条例の内容について】 ○(総務法制課長)今回表現の自由を規制しており、それに対する立法事実については2通りあると認識している。本市において実際に見過ごせない差別が生じているため、又は現在の社会情勢を踏まえて本市として差別を断固として許さないという姿勢を示すため、どちらの立法事実に基づいて提案しているのか。 (人権・男女共同参画課長)規制をする部分においては、市の実態からである。答申経過では、津久井やまゆり園の事件があったことをどのように捉えるかなどが議論になった。こうした中で、国において障害者や部落差別、性的少数者に関する法律ができるなどの動きがあり、差別の解消や理念の浸透といったものが法律の主な内容になっており、本市だけでなく全国どこにでも適用となるものである。一方で、今回の条例はこれまで指針で取り組んできたことに実効性を持たせる必要があるとされたときに、市において実際に起こっているものに対処しなければならないという視点を強く出している。 ○(総務法制課長)大阪市のヘイトスピーチ条例における最高裁の判例では3年半で164件のデモ等があったことも踏まえ合憲となった。大阪市の件数と比較すると本市の実態だけだと弱いと思われるので、市としての姿勢という視点も盛り込んだ方がいいのではないか。 (人権・男女共同参画課長)件数で見ると差があることは承知をしている。市の実態だけではなく、今回条例に指針の内容も盛り込み、実際に調査等を実施するなど諸々の施策を一つのものとし、市としての人権施策を充実、推進していくという視点についても当然に含まれている。</p> |
| <p>主な議論</p> | <p>○(総務法制課長)拡散防止措置について、本邦外出身者に対する措置は既に争いがあると承知している。本市については、障害に対する差別も対象としているが、障害に対する差別的言動に関する判例はなく、おそらく本市が初となる。対象として、あえて障害に対する差別的言動を設けた理由については、具体的な事例があったという理由からか。 (人権・男女共同参画課長)様々な団体に照会をした中において、インターネット上の事案があり、内容としては津久井やまゆり園の事件に関係するものが多くあった。 ○(総務法制課長)人権委員会については様々な捉え方がある中で、人権施策審議会からの答申では、人権委員会は非常に強固な権限を持ち、市長から独立した機関としている。一方で、今回条例に定める人権委員会は、附属機関として定めるとのことだが、条例にも附属機関として設置する旨を示した方がよいのではないか。 ○(総務法制課長)不当な差別への対応として、障害の属性は拡散防止措置にのみ含まれている。障害が含まれた理由として、インターネット上での書き込みがあったことを立法事実としているとのことだが、どちらかといえば、本市において障害に対する差別が存在したということが立法事実になるのではないかと、インターネットで書き込みがあったことを理由に拡散防止措置だけ障害を含むというのは、制度として安定していないように思われる。</p> |
| <p>(10/6)</p> | <p>(人権・男女共同参画課長)表現の自由を規制することになるので、まずは本当に小さな範囲で規制することを基本的に考えている。これから将来にわたり予防的に規制するというのは、表現の自由をより一層狭くしてしまうおそれがある。今後、条例制定後に市民の意識調査を行ったり、人権委員会での状況や人権施策審議会から意見をもらいながら検討する中で、規制の範囲を広げるべきということも提案する又はされる場合もあるため、基本的には3年後の見直しの際に、施策全体を検討し対応していくものと考えている。 ○(総務法制課長)勧告や命令から6か月行ってはならないという規定だが、逆に捉えると、6か月でリセットされてしまうという考えもある。表現の自由との兼ね合いはあるが、条例の趣旨に照らすと期間を設けなくてもよいのではと思うが、どのような認識か。 (人権・男女共同参画課長)表現の自由を制限する内容であるため、一度行ったことに対して永久的に制限をすることは難しい。6か月という期間が妥当であると認識している。 ○(総務法制課長)第12条の申立において、第4項で対象外になる事案が列挙されている。例えば、行政不服審査については、市が行った処分に対してそれが合法か違法かを判断する方法である。公の施設の利用制限があり不服があった場合には、○か×かだけの判断となるが、この条例は○×だけではなく、説示や助言を行うことができるものである。対象外とすることで、そういった行政としての救済ができなくなるので、両立してもよいのではないかと、両立することで、より市民のためになると考えるため検討してもらいたい。 ○(総務法制課長)第18条の声明において、市長は深刻で不当な差別の事案が発生したと料する場合とあるが料という表現では不安定ではないか。また、声明の目的を条文に加えていただきたい。 【各施設への影響について】 ○(総務法制課長)公の施設の利用制限について、各施設の管理条例の改正は伴わないという認識でよいのか。 (人権・男女共同参画課長)今後調整が必要な部分もあるので、確認する。 (総務法制課長)基本的には個別の管理条例の中で、ガイドラインに則って運用する形だと思うが、人権委員会に諮った上で利用制限を行うという手続きについては、ガイドラインだけでなく条例に規定した方がよいのではないかと、管理条例が個別であるため、表現が難しいとは思いますが、手続きの内容が見えるような形にした方がよいのではないかと。 ○(経営監理課長)公の施設において、指定管理者による運営が行われている施設が150程度あり、現在指定管理者はこの条例がない中で現在管理を行っているが、条例化された場合は、指定管理者にとってもかなり重いものだと考える。ただ一方で、各施設の管理条例の改正は必要ない場合には、今の利用制限に加えてこの条例による制限がかかってくるという考え方でよいのか。 (人権・男女共同参画課長)施設の管理運営上支障があるという規定等があったと思うが、それを適用し判断していただく形になる。判断の仕方などについてはガイドラインの中には盛り込み、フローに基づいて対応することとしたい。</p> <p>継続審議とする</p> |

| | |
|---|---|
| <p>調整会議の 主な議論 (10/12)</p> | <p>【条例の内容について】 ○(総務法制課長)条例前文における本市の状況に、障害だけでなく他属性に関する差別やインターネットを利用した人権侵害についても言及するよう構成を変更した方がよい。 (人権・男女共同参画課長)構成変更について検討する。 ○(総務法制課長)第12条第4項における申立の対象外となる事案について、対象外とせず残すことで、この条例による救済の可能性を残した方がよいのではないかと、市民サービスの向上につながるためには、両立することを含めて上部会議においても検討を進めてもらいたい。 ○(総務法制課長)第14条の趣旨として、あっせんにより合意し成立した内容に従わない場合に勧告をするというのであれば、表現を整理した方がよい。現行の表現で解釈すると、仲裁の話し合いにすら応じない場合に勧告をするといった内容に見えてしまう。 (人権・男女共同参画課長)表現を調整する。 ○(総務法制課長)差別的言動の禁止の対象場所については、市設置施設だけではなく、広く一般の不特定多数の方が利用する場所も含まれることについて、市民にわかりやすく周知してもらいたい。 ○(総務法制課長)条例制定に伴い、指針を見直す必要もあるかと考えるが、見解を伺う。 (人権・男女共同参画課長)附則において3年を目途に見直しをすることを示しており、市民意識調査や審議会等の意見などを踏まえて見直しを行った結果、指針を改定するという事も想定される。</p> <p>【各施設への影響について】 ○(総務法制課長)公の施設の利用許可等の基準で、条例改正の必要性がある施設が市民会館と市体育館、総合体育館の3施設とのことだが、人権尊重のまちづくり条例と併せて、令和6年3月議会で条例改正の提案をした方がよいのではないかと。 (人権・男女共同参画課長)この3施設のほか、福祉会館についても条例改正の必要性がないかなど調整中である。条例改正にあたっては、人権尊重のまちづくり条例策定後に作成するガイドラインの内容を踏まえる必要もあると考えており、議会提案のタイミングについては調整が必要である。 (政策課長)所要の改正という扱いでよいと考えるが、上部会議に上がるまでに議会提案の時期など、課題を整理することができるか。局内で検討し、決定会議の際に検討結果を報告することで、条例改正についての庁議は不要と判断する。 ○(経営監理課長)今後ガイドラインを策定するということが、ガイドラインの内容についての説明会等を行ってもらえるとありがたい。</p> <p>【その他】 ○(総務法制課長)全庁に影響を及ぼす条例であるため、庁議の進捗状況等について、関係各課に随時情報提供してもらいたい。 ○(人事・給与課)人権相談専門調査員の配置にあたっては、勤務要件など詳細について、引き続き調整をおねがいしたい。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>決定会議の 主な議論 (10/26)</p> | <p>【条例の内容について】 ○(総務局長) 条例制定の基本的な考え方において、答申の内容を踏まえられているが、答申の内容を反映していない部分もある。人権施策審議会を多数開催し、議論を重ねた中で、今回の提案資料では、答申に対して市がどのように考えたかを、示す必要があると考える。市の意思決定を行うにあたり、答申に対し、どのような検討を行ったのかが分からない中で議論をすることに疑問を感じる。資料等で把握ができるようにしてもらいたい。 (人権・女性活躍担当部長) 資料について、検討する。 ○(財政局長) 相談・支援体制における庁外専門窓口として、法務局や警察といった機関を示しているが、誤解につながるため関係機関と表現した方が良いのではないかと。また、全ての属性に対して救済を図っていくものとするが、不当な差別への対応において、障害の属性が盛り込まれているのは拡散防止措置のみとなっている。各対応において属性を絞った理由を伺いたい。 (人権・男女共同参画課長) 不当な差別的な取扱いは全てを対象としているが、不当な差別的言動については、表現の自由をかけるものであるため、実態があった最小限の内容に留めたいと考えている。現に本市において、インターネット上で障害者に対する差別的な書き込みの事例があったため、対象としている。 (財政局長) 各対応において属性を限定していることについては、誤解のないように整理をお願いしたい。 ○(市長公室長) インターネット上の書き込み等は一瞬で拡散していくが、削除等は技術的に可能なのか。 (人権・男女共同参画課長) 市が直接削除することはできないので、プロバイダ等へ削除要請を行うが、削除要請した場合、必ず対応されるかは不明である。 (市長公室長) 非常に多くのプロバイダがあり、拡散し続ける中では削除しきれないと思われる。専門業者への委託等をしないと実効性がないのではないかと。 (財政局長) 人権委員会へ諮問等をしている間にも拡散し続けるため、完全に削除することは難しいのではないかと。 (南区副区長) 市が差別的言動にあたるかと判断したにも関わらず、削除しきれずに書き込みが残っていることを指摘されることが想定される。 (財政局長) インターネット上の書き込みの削除を専門業者へ委託するにしても、明確な基準がない中では難しいのではないかと。 (人権・女性活躍担当部長) インターネット上の書き込みが完全に消えていないという状態は想定されるが、市として、削除要請を行わないということではなく、そうしたことにも対応していくという姿勢を見せる必要はある。 (人権・男女共同参画課長) こうした事例において、法務局へ相談する手法がある。非常に数が多く対応が難しい場合には、横浜地方法務局で専門的に判断してもらい、同法務局から削除要請等してもらっても考えられる。 ○(総務法制課長) 精神的な自由を踏み込む内容のため、慎重に議論を行う必要がある。特に、憲法とのバランスは非常に重要と考えているが、当該内容に係る条文が第34条にあるため、冒頭に入れた方がよいと考える。 (人権・男女共同参画課長) 検討する。 ○(総務法制課長) 救済措置の中で、説示は行政が相手方の内心に踏み込んで反省を促すという内容のため、今の段階で条例に盛り込むことは難しいと考える。</p> <p>【各施設への影響について】 ○(総合政策・少子化対策担当部長) 公の施設の利用制限については、各施設の設置条例における利用承認及び利用承認の取消しの条項に基づき利用制限を行うとあるが、短期間のうちに各施設において対応を図ることは難しいと考える。 (人権・男女共同参画課長) 実際に制限を課すか判断するのは施設管理者や指定管理者となる。運用にあたって、十分な説明を行う予定である。全ての公の施設の条例を改正するのではなく、ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを基に管理運営をしていただく。 ○(財政担当部長) 地方自治法上、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとある。利用許可されない場合は、審査請求等の手続きが用意されている。例えば不当な差別的言動を行うものに対して、市としてはガイドライン等に基づき利用承認の取消し等を行ったとしても、地方自治法を根拠に訴訟を起こされる場合や、敗訴する可能性もある。かなりリスクが大きいと感じるが、他市で同様の制限を設けている例はあるのか。 (人権・男女共同参画課長) 他市においては、条例中に基準を定める旨を規定しているところと、条例中に定めずガイドラインにおいて取扱いを示しているところがある。 (財政担当部長) その判断を施設管理者側が行うのは困難ではないか。 (人権・男女共同参画課長) 利用制限を課すかどうかについては、人権委員会から意見を徴取した上で、施設管理者が判断することとなる。</p> <p>継続審議とする</p> |
|---|--|



自分色 認め合い すべての人へ！
～ 人権尊重のまち・さがみはら～



（仮称）相模原市人権尊重のまちづくり条例の 制定について

令和5年11月1日
決定会議

1 本市における人権施策の取組状況

本市では、平成14年に相模原市人権施策推進指針を策定し、人権尊重のまちづくりを推進。

国においては、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」などの人権に関する法令の整備が進み、人権に関する施策の充実が図られる一方で、世の中では、外国人や障害のある人に対する差別的言動、インターネット等を利用した人権侵害、性自認及び性的指向に関する偏見など、新たな人権課題が生じている。

このような状況から、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、『相模原市人権施策推進指針』を平成31年に改定し、基本理念「一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現」を掲げるとともに、人権施策の取組に、より実効性を持たせるため、相模原市人権施策審議会へ「（仮称）相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について」を令和元年11月に諮問し、令和5年3月に答申を受けた。

< 答申の主な内容 >

○不当な差別的取扱いの禁止について

- ・何人も、あらゆる属性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないこと

○人権教育・人権啓発について

- ・市は、市職員、市民及び事業者への人権教育及び人権啓発を行うこと

○相談・支援体制の充実及び救済機関について

- ・市民の相談を受けるため、ワンストップ窓口を設け、総合的な相談・支援体制を整備すること
- ・関係者等への調査や調整、加害者への説示などを行う救済機関（相模原市人権委員会）を新設すること

○不当な差別的言動について

- ・表現の自由に配慮しつつ、声明、公の施設の利用制限、拡散防止措置、不当な差別的言動の禁止を盛り込むこと
 - ・著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動については、勧告、命令、公表及び罰則を設けること
- 罰則は、秩序罰と行政刑罰の選択、当該罰の適用には、2～3年程度凍結期間もあり

2 条例制定の基本的な考え方

答申内容を踏まえつつ、本市の実態を把握した上で、法的な課題とも整合を図り、本市にふさわしい具体的な制度等を構築する。

<本市の条例（施策）の特徴・ポイント>

本市にふさわしい人権施策を推進

- ・人権尊重のまちづくりの実現に向け、人権教育・人権啓発の充実、相談支援体制の充実、救済措置の実施などといった取組を総合的に講じ、人権尊重の理念を広く浸透させていくことにより、社会における人権意識を変革していく。

○津久井やまゆり園事件を前文に記載(前文)

- ・「津久井やまゆり園事件」が決して風化することのないように、条例の前文に記載する。

○相談・支援体制の充実(第9条)

- ・既存の各課・機関に加え、人権侵害に関する相談を受け付ける「総合相談窓口」を新たに設置するとともに、各課・機関の連携強化により、全庁の相談・支援体制を充実する。

○不当な差別的言動を規制(第21条)

- ・不当な差別的言動への対応は、規制的手法を採用するものの、本市の実態や憲法の保障する「表現の自由」を踏まえ、「罰則」までは導入しない。

○「声明」の発出を全国で初めて条例化(第28条)

- ・「差別は決して許されない。」との立場を明確にするため、市長が「声明」を発出する仕組みを設ける。

○「相模原市人権委員会(附属機関)」の新設(第29条)

- ・「不当な差別的取扱いを受けている人の救済」や「不当な差別的言動への対応を図るための審査」を担う法律面などの専門性に特化した委員構成とする「人権委員会」を新設する。

3 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の構成・概要

| | | | | | |
|---|-----------|--|--|--|--|
| 1 前文 | | 2 目的(第1条) | | 3 基本理念(第3条) | |
| これまで人権尊重を基調とした市政を推進してきたが、人権問題は依然として存在し、発生している中、共生社会の実現に向け取り組んでいくこと | | 一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現すること | | 人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない | |
| 4 市の責務(第5条) | | | | 5 市民等及び事業者の責務(第6条) | |
| <ul style="list-style-type: none"> 基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進 あらゆる施策の策定及び実施に当たって、人権尊重の視点をもって取り組む | | | | 市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策への協力 | |
| 6 不当な差別的取扱いの禁止(第12条) | | | 7 市人権施策推進指針(第7条) | | |
| 何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない | | | <ul style="list-style-type: none"> 人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針を策定する。(人権施策推進指針) 指針にのっとり、施策を具体的かつ計画的に推進するため、必要な措置を講ずる | | |
| 8 人権施策の推進(第8条~) | | | | | |
| 人権教育・人権啓発 | | 市職員、市民等及び事業者に対し、人権教育及び人権啓発を行う。多様な主体と連携した取組を行う | | | |
| 相談・支援・救済 | | <ul style="list-style-type: none"> 「総合相談窓口」の新設など、人権侵害に対する全庁の相談・支援体制の強化 相談対応で解決が困難な人権侵害があった場合、救済を図るための施策を実施 | | | |
| 取組の推進 「不当な差別的取扱いの解消に向けた」 | 声明 | 深刻で不当な差別事案が発生したと認める場合で、必要があると認めるとき、声明を発出する | | | |
| | 公の施設の利用制限 | 市が設置する公の施設において、不当な差別的言動が行われるおそれのある場合に利用制限を行うことができるよう基準を定める | | | |
| | 拡散防止措置 | 不当な差別的言動に係る表現の市民間への拡散を防止するため、必要な措置を講ずるとともに公表する | | | |
| | 禁止措置 | 公共の場所で、特定の手法により、人権等の属性を理由に不当な差別的言動を行ってはならないこととし、違反者に対し、勧告、命令、公表を行う | | | |
| 「人権委員会」の設置 | | 不当な差別的取扱いを受けている人の救済及び不当な差別的言動の解消を図るための審査を担う | | | |

4 条例の概要

(1) 前文

条例制定の背景、趣旨、理念、目的などを明らかにするため、前文を設ける。

- ・近年、国においては、人権に関する法令の整備が進み、本市においても、人権尊重を基調とした市政を推進してきた。
- ・本市においては、神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。この事件が決して風化することがないよう、本市としては、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が求められる。
- ・人権問題は依然として存在し、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権課題も発生している。
- ・本市としては、人権尊重の理念が行き渡り、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現する必要がある。

(2) 不当な差別的取扱いの禁止

何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。（なお、罰則規定は設けない。）

「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」という、基本的な取り組み姿勢を示すものである。

また、「何人も」は、外国人や法人などを含めた「誰でも」という意味で、条例で用いる場合は、条例の属地主義により、区域内の住民、区域内の滞在者、区域内の法人、団体に適用される。

本条例における「不当な差別」への対応の整理

人権侵害

「相談・支援」で対応

他人の権利を侵害する行為をいう。

不当な差別

「声明」で対応

人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。

不当な差別的取扱い

「救済」で対応

正当な理由なく特定の属性や特性を理由として、サービスの提供等を拒否すること、制限すること、条件を付与すること等をいう。

不当な差別的言動

「公の施設の利用制限」、
「拡散防止措置」、「禁止措置」で対応

特定の属性や特性がある者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的や、特定の属性や特性があることを理由として地域社会から排除することを煽動する目的などで、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は著しく侮蔑するなどの言動をいう。

(3) 相談・支援体制の充実

《取組の基本的な考え方》

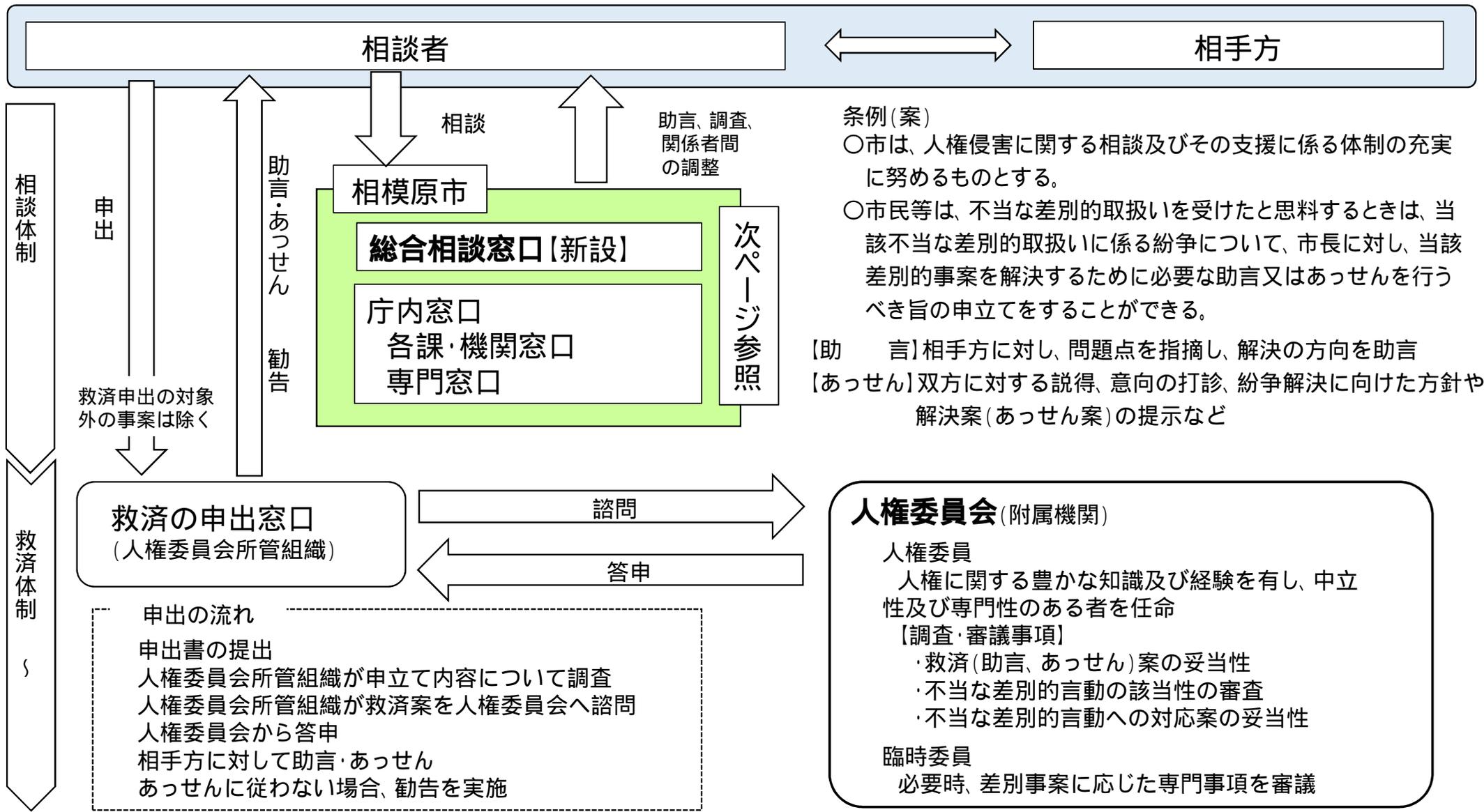
市政のあらゆる施策に人権尊重の理念が関わっていることから、差別の解消に向けて、全庁一丸となって対応を図る。

既存の各課・機関における窓口だけではなく、市民にとって気軽に相談しやすくコンシェルジュ的な機能を有する窓口として、『総合相談窓口』を設置する。

人権侵害に関する相談は多種多様であることから、全ての相談への対応を特定の窓口で担わせるのではなく、各分野の専門的知見を有効に活用することにより、的確な対応を図る。そのため、既存の各課・機関における相談機能を充実するとともに、各課・機関間の連携を強化する。

相談対応では解決が困難な人権侵害があった場合、救済を図るための仕組みを設ける。

相談・支援及び救済体制のイメージ



相談者

相手方

相談

助言、調査、
関係者間
の調整

相模原市

総合相談窓口【新設】

次ページ参照

庁内窓口
各課・機関窓口
専門窓口

助言・あっせん

勧告

申請

救済申出の対象
外の事案は除く

条例(案)

- 市は、人権侵害に関する相談及びその支援に係る体制の充実に努めるものとする。
- 市民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争について、市長に対し、当該差別的事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

【助言】相手方に対し、問題点を指摘し、解決の方向を助言
【あっせん】双方に対する説得、意向の打診、紛争解決に向けた方針や解決案(あっせん案)の提示など

救済の申出窓口
(人権委員会所管組織)

諮問

答申

人権委員会(附属機関)

- 人権委員
人権に関する豊かな知識及び経験を有し、中立性及び専門性のある者を任命
- 【調査・審議事項】
- ・救済(助言、あっせん)案の妥当性
 - ・不当な差別的言動の該当性の審査
 - ・不当な差別的言動への対応案の妥当性
- 臨時委員
必要時、差別事案に応じた専門事項を審議

申出の流れ

- 申出書の提出
- 人権委員会所管組織が申立て内容について調査
- 人権委員会所管組織が救済案を人権委員会へ諮問
- 人権委員会から答申
- 相手方に対して助言・あっせん
- あっせんに従わない場合、勧告を実施

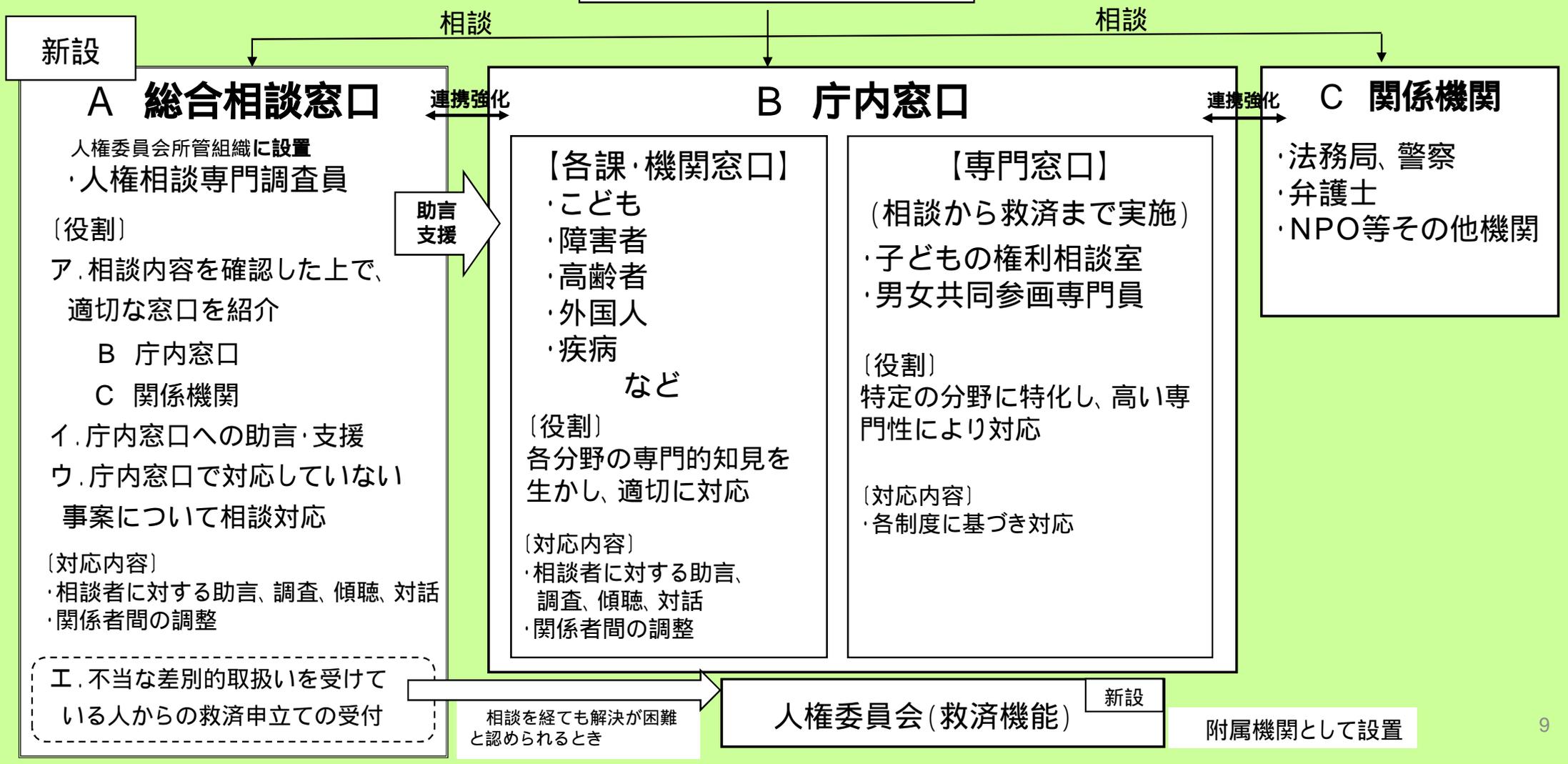
相談体制

救済体制

相談・支援体制のイメージ

《考え方》人権侵害に対する全庁の相談・支援体制を充実・強化

人権侵害を受けた市民等



(4) 不当な差別への対応

《取組の基本的な考え方》

○インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害、不当な差別的言動といった、人権課題が本市においても発生していることなどを踏まえ、相談・支援の充実に加え、差別の解消に向けた対応や不当な差別的言動を行わせない仕組みを設ける。

不当な差別的言動を行わせないような仕組みを導入するにあたっては、日本国憲法が保障する、「表現の自由」に十分配慮する。

事案に応じて「**声明**」、「**公の施設の利用制限**」、「**拡散防止措置**」、「**禁止措置**」の4つの手法で対応する。

具体的な取組の実施に当たり、恣意的な運用とならないよう、また、正当な表現行為を萎縮させることがないよう、専門的な見地から意見をもらうことが必要となるため、新たな附属機関「**人権委員会**」を設ける。

(4) - 1 不当な差別への対応【声明】

(1) 役割

市が、深刻で不当な差別事案が許されないものであるとの姿勢を明確にし、差別を許さない社会規範を醸成し、差別感情の広がりを抑えるために実施するもの。

(2) 対象

深刻で不当な差別の事案。市長が必要と認めるときに発出する。 要件は、『解釈指針』で示す。

(3) 方法・発出内容

事案に応じて、報道発表、記者会見にて実施。

発出内容：発生事案の概要 / 発生事案に対する市の認識 / 発生事案に関する分野における本市の取組等

(4) 解釈指針で示す想定例（声明を発出する想定）

ア 災害時、重大事件発生時の人種等の属性を理由としたデマの否定 大震災時、外国人窃盗団の発生

イ 行為者が不明な差別的な落書きなどの犯罪 公共施設のトイレでの差別落書き

ウ ア・イのほか、法令、条例の規範に反する行為で不当な差別に該当するもの（主には次に示すもの）

（ア）市内で発生し、又は市民等が対象となっている事案であること。

（イ）多数の市民等が存在を知り得る状態にある事案であること。

（ウ）市民等に深刻な悪影響を及ぼす可能性が高い事案であること。

（エ）言動の禁止措置や拡散防止措置の対象となる行為でないこと。

(4) - 2 不当な差別(不当な差別的言動)への対応【公の施設の利用制限】

(1) 役割

市が設置する公の施設で、不当な差別的言動が行われるおそれのある場合に、「利用不許可」・「利用承認の取消し」・「条件付き許可」といった利用制限を行うこととし、施設利用の安定を図るもの。対象とする属性は、「人種・民族・国籍」とする。

(2) 対象

市が設置する公の施設(約800)を対象
(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設で、市設置以外のものは対象外)。

(3) 方法・内容

人権条例に「利用制限の基準を定める」旨を規定し、具体的な基準等はガイドラインに定める。

ア 運用方法

各施設の設置条例の利用承認、利用承認の取消の条項に基づき利用制限を行うこととし、その解釈、手続等の基準をガイドラインに定める。なお、利用制限を行う場合、人権委員会に意見を聴く。

イ ガイドラインに定める利用制限の基準(例) 条例制定後に具体的に検討し制定

- (ア) 当該施設利用において、不当な差別的言動が行われることにより、人格権をはじめとする基本的人権を侵害することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合
- (イ) 不当な差別的言動が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合

(4) - 3 不当な差別(不当な差別的言動)への対応【拡散防止措置】

(1) 役割

街宣、インターネット等で拡散された不当な差別的言動を、市民間への拡散を抑制するための手法。
対象とする属性は「人種・民族・国籍・障害」とする。

(2) 対象行為等

市の区域内又は市の区域外(市民等を対象)において、本邦外出身者及び障害者に対し、差別的意識を助長する目的を持って、不当な差別的言動をインターネットの配信、看板の掲示、プラカードの提示、デモや街宣の手法等により行われた表現を、市民間に拡散しないように対応するもの。

本邦外出身者...ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下、「本邦外出身者」という。

(3) 対応方法・内容

ア 削除要請

インターネット上の動画の削除や看板の撤去の要請などを行うこと。

配布されていたビラやDVDを回収する要請をすること。

デモ・街宣活動中の中止要請は行わない。

イ 公表 街宣等の表現活動の内容が不当な差別的言動に該当すること / 講じた措置の内容

(4) 効果・課題

- ・ 拡散の防止が図られ、不当な差別的言動である旨の周知が図られ、市民の関心・理解向上となる。
- ・ 削除要請を行っても、全ての削除要請が実行されるとは限らない。

(4) - 4 不当な差別(不当な差別的言動)への対応【禁止措置】

(1) 役割

不当な差別的言動を禁止するための手法。対象とする属性は「人種・民族・国籍」とする。

(2) 対象行為等

市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所(例：市内の駅頭、公園など)において、本邦外出身者に対し、差別的意識を助長する目的を持って、不当な差別的言動を拡声器を使用し、看板・プラカードなどの掲示、ビラ・パンフレットなどの配布等の手法により行われたものが、再び行われないように対応するもの。

(3) 対応方法・内容

上記の対象行為等に対し、次のとおり対応する。

- ア 勧告 一度目の不当な差別的言動の事案が発生後、二度目の事案の発生が見込まれるときに、「再度行わないように」との趣旨(6カ月間/同じ地域で/同一理由の事案)。
- イ 命令 上記の「勧告」に従わず、同一事案を行った場合に、「再度行わないように」との趣旨(命令の日から6カ月間/同じ地域で/同一理由の事案)。
- ウ 公表 上記「命令」に従わず、同一事案を行った場合に、「制裁的」な趣旨で、公表する。
公表内容は、「氏名、命令内容」とする。

(4) 効果・課題

- ・罰則規定(秩序罰・行政刑罰)は設けないが、氏名の公表という制裁的な措置により、不当な差別的言動の抑止が図られる。
- ・勧告、命令、公表の実施にあたっては、氏名等を特定する必要がある。

○禁止措置への罰則規定の導入について

前提

- ・本市において、不当な差別的言動の実態が数件程度あった。
- ・「公共の福祉」と「表現の自由」とのバランスに留意する必要がある。
- ・答申では、著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動については「秩序罰を科す」「秩序罰又は行政刑罰を科す」の両論があり、また、「罰則の適用は、2～3年程度凍結することもあり得る。」ともあり、本市の実情に踏まえて対応することが必要である。

<効果・課題>

行政刑罰の効果

- ・先例団体では、条例制定後には、条例に該当するようなヘイトスピーチが発生していないと評価している。
- ・行政刑罰を設けた場合、市として「不当な差別的言動は許さない。」という強い姿勢が表れ、人権尊重を推進する先進市として強力なアピールとなる。

憲法上の課題

- ・本市における差別的言動は、人種・民族・国籍に基づく事案を複数確認できたものの、罰則条項を採用する「川崎市」における状況（不当な差別的言動の程度・頻度、集住地区の有無）と比べると、立法事実の観点から低い状態にあるため、罰則規定を設けた場合に違憲となる可能性がある。
- ・予防的措置として罰則規定を置くことは、罰則に該当する表現内容の明確な基準を示すことが難しいため、どんな言動が罰則規定の対象であるか判断が付きづらく、表現行為の萎縮効果をもたらすおそれがある。

訴訟可能性

- ・行政刑罰を設けなくとも、規制的手法を規定することで、憲法上の「表現の自由」を不当に制約するもので、憲法に違反する規定ではないかと条例自体を違憲とする訴訟を起こされる可能性がある。（例：大阪市）

検討

立法事実（本市における各種実態調査）を踏まえ、憲法の保障する「表現の自由」を制約するまでの必要性は少ないものと判断し、制定時点では罰則規定を設けない。なお、今後、3年程度の期間における本市の立法事実の状況に応じて、必要な場合には、罰則規定を設けることとする。

○本市における不当な差別の実態について（調査結果）

本市における不当な差別の状況について、令和5年5月、関係団体・街頭アンケート調査を実施した。

様々な回答があった中、法務省作成のヘイトスピーチ解消法に関する資料等を参考に本市独自で判断した結果、「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を理由とする不当な差別的言動(侮辱、排除、犯罪扇動)」に該当する可能性の高いものは次のとおり。

1 関係団体への調査結果

| | 該当あり | 疑義あり | 属性 |
|---|------|------|-------------|
| ア 街宣活動（侮蔑、排除する旨の表現） | 4件 | 数件 | 人種、民族、国籍 |
| イ 看板等の掲示（排除する旨の表現） | 1件 | 0件 | 人種、民族、国籍 |
| ウ ア、イのほか、自宅へのDVD(内容が外国人差別のもの)の投函事案、インターネット上での事案 | 16件 | 34件 | 人種、民族、国籍、障害 |
| エ 公の施設での不当な差別的言動 | 0件 | 1件 | 人種、民族、国籍 |

該当あり...法務省作成のヘイトスピーチ解消法にあてはめると該当ありとなる件数。立法事実。 疑義あり...人権委員会による審査により、該当となる可能性がある。

2 街頭アンケートの結果

| | |
|-------------------------------------|------------|
| 公の施設での不当な差別的言動を見聞きしたことがある | 38人（454人中） |
| 不当な差別的言動の拡散防止措置対象となるものを見聞きしたことがある | 44人（422人中） |
| 公共の場所で不当な差別的言動が実施されていることを見聞きしたことがある | 27人（418人中） |

3 平成28年度以後の「不当な差別的取扱い」の相談状況について庁内各課へ調査

- ・理由なく習い事を辞めさせられた
- ・病気などを理由に、業務の配慮をしてもらえなかった
- ・店舗などで、必要ではないと思われる事項（病気や障害、家族構成などの状況）を確認された など

(5) 人権委員会

「不当な差別的取扱いを受けている人の救済」及び「不当な差別的言動の解消を図るための審査」を担う「人権委員会」を、地方自治法第138条の4の規定に基づく附属機関として設置。

| 役割 | 内容 | |
|-----|---|--|
| 救済 | 市民等から救済の申立てが市長にあったとき、市長からの諮問に応じて、調査審議し、答申 | |
| 審査 | 次の事項について、市長からの諮問に応じて、調査審議し、答申。 | |
| | 声明 | 不当な差別事案であるか否かの審査、声明の発出を講ずるか否かの審査 |
| | 公の施設の利用許可等の基準 | 不当な差別的言動であるか否かの審査、「利用不許可」「利用承認の取消し」「条件付き許可」などの利用制限を講ずるか否かの審査 |
| | 拡散防止措置 | 不当な差別的言動であるか否かの審査、拡散防止措置を講ずるか否かの審査 |
| | 禁止措置 | 不当な差別的言動であるか否かの審査、勧告、命令、公表を講ずるか否かの審査 |
| その他 | 人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長からの諮問に応じて調査審議し、答申 | |

(5) 人権委員会

| 委員体制 | 内容 |
|----------|--|
| 位置付け及び定数 | 附属機関委員（非常勤特別職） <u>7名以内</u> 当初は <u>5名</u> を委嘱予定（2名は予備） |
| 属性 | 人権に関する豊かな知識及び経験を有し、中立性及び専門性のある者・法曹実務者 具体的には、 <u>弁護士、学識経験者</u> を想定 |
| 臨時委員 | 不当な差別的取扱いに関する救済では、様々な属性の案件が見込まれることから、必要に応じて <u>臨時委員</u> を任用。 定数の枠外で任用し、その任期は特定の調査審議が終了するまで。 |
| 守秘義務 | 個人情報扱うことから守秘義務を規定（罰則はなし） |
| 報酬 | 日額 15,000円 |

人権委員会は、不当な差別事案の解消のために法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であるため、既存の附属機関「人権施策審議会」と役割が異なる。

【参考】人権施策審議会の役割（附属機関の設置に関する条例）

設置目的：人権施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。

構成員：関係団体代表者、公募市民

人権施策全般に関して幅広く意見をもらう場合に諮問

(6) 人権相談専門調査員の配置について

相談・調査業務を担う「人権相談専門調査員」を配置する。

ア 具体的な役割（主なもの）

（ア）相談業務

新たに設置する総合相談窓口で相談を受け、関係各課・機関への案内・取次ぎ、庁内窓口への助言・支援、人権侵害に係る相談・助言、救済申立ての受付を行う。

（イ）調査業務

人権委員会へ申し出られた救済事案について、当事者へ聞き取りなど調査を行う。

救済方針に基づき、人権委員会所管組織（市職員）とともに救済を実施する。（あっせん等）

イ 位置付け及び人数

会計年度任用職員 3名（週4日×7時間）

ウ 資格

精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理士のいずれかの資格を有する者で、相談業務に従事した経験を有する者
公的機関で人権相談業務に従事した経験のある者

エ 報酬額

本市の他の会計年度任用職員及び他市の事例を基に算定

オ 勤務形態

| 職員 \ 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---------|---|---|---|---|---|
| A | | | | | |
| B | | | | | |
| C | | | | | |

相談業務や調査業務に関して情報共有等を行うため、全員出勤の日を設ける。

(7) 附則について

見直し規定を条例の附則に設ける。

附 則

(検討)

市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

< 課題 >

- ・インバウンドや外国人労働者の増加、AIに代表されるITの発展などによる急激な社会情勢の変化
- ・市民意識の変化に伴う、新たなる差別や人権侵害の顕在化の可能性

条例施行後3年の社会情勢、市民意識、差別や人権侵害の現況、審議会等の意見などを踏まえて、条例改正も含め必要な措置を講ずる旨を規定

➡ 社会情勢の変化への柔軟な対応の実施

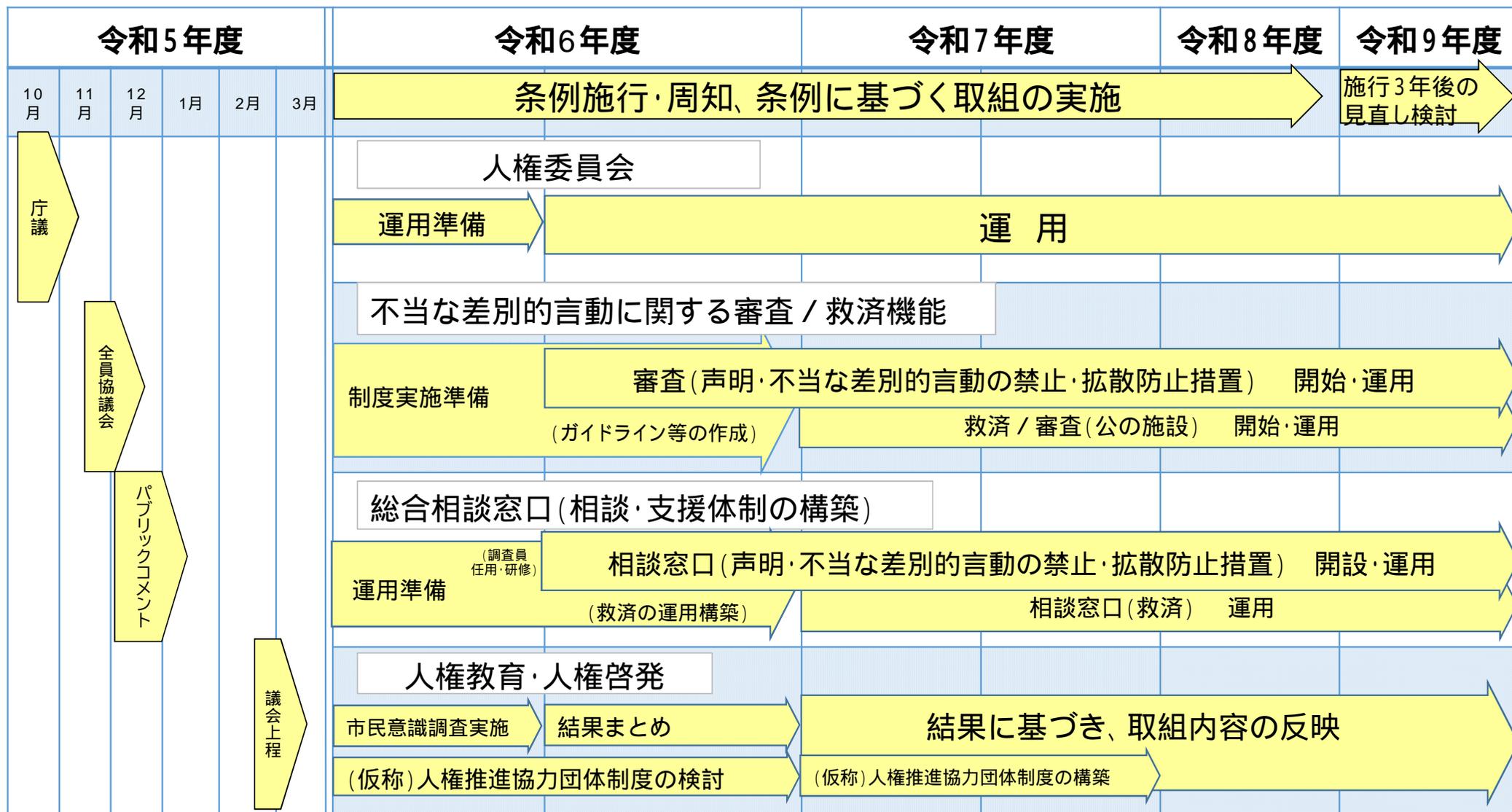
➡ 市の現状を踏まえることによる、施策の範囲(属性の変更)や規制の強度(罰則の導入)、新たな施策の導入などの市民に寄り添った対応の実施

4 予算

(単位：千円)

| | R5 | R6 | R7以降 | |
|-------------------------|-------|-------------|-------------|---------------------------------|
| 人権啓発推進経費 (推進プログラム事業) | 6,690 | 6,690 | 6,690 | |
| 条例関係施策経費 | | 4,188 | 3,404 | リーフレット、横断幕作成等啓発経費 拡散防止措置対応経費 |
| 市民意識調査経費 | | 968 | | 郵便料、消耗品(R6年度上半期に実施) |
| 人権委員会経費 | | 1,970 | 2,789 | 報酬、費用弁償等 |
| 条例関係相談業務経費 | | 報酬 + 311 | 報酬 + 572 | 会計年度任用職員報酬、旅費等 |
| 備品・消耗品経費 | | 451 | 230 | |
| 計 | 6,690 | 報酬 + 14,578 | 報酬 + 13,685 | |

5 今後のスケジュール（予定）



1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について

【市民局 人権・男女共同参画課】

(1) 主な意見等

(総務局長) 事案担当課としては、人権施策審議会からの答申内容を条例案にどの程度反映していると認識しているか。

(人権・女性活躍担当部長) 罰則規定については反映していないが、その他の意見については概ね反映していると認識している。

(財政局長) 資料については、条例案に関わる答申内容は網羅的に記載されているのか。

(人権・女性活躍担当部長) 条例案に関わる主な答申内容については網羅的に記載していると認識しているが、改めて確認する。

(2) 結果

原案のとおり上部会議に付議する。

以上